



奨学金等

日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の給付・貸与を行っています。また、給付奨学金の支援対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。（高等専門学校1～3年生、大学院は給付奨学金の対象外となります。）

（詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。）

※奨学金の一般的な相談窓口

日本学生支援機構 奨学金相談センター（0570）-666-301（ナビダイヤル） 月～金 9:00～20:00（年末年始除く）
ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。

ただし、母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金との併用はできません。

（詳細は県教育委員会高等学校課（088（821）4893）へお問い合わせください。）

高知県災害遺児修学支援事業

交通事故または自死その他の災害（労働災害・自然災害など）により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、次のとおり勉学の手助けを行っています。但し、奨学金を受けようとする高校生の属する世帯の年収が910万円未満であることが支給条件となります。なお、奨学金の支給期間は高校在学中であり、留年した場合、在学中であっても以降の支給はできません。また、入学支度金は年度を遡っての支給はできませんので、当該年度に申請してください。

①奨学金：月額10,000円

②入学支度金：50,000円（高等学校への入学の支度にかかる費用）

（詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。）

授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

（詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。）



医療費

ひとり親家庭医療費助成

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）



養育費

高知県養育費確保支援事業費補助金

町村にお住まいで、養育費の取決めの対象となる20歳未満のお子さんを扶養している方を対象に、養育費の取決めなどにかかった費用を補助しています。

公正証書作成費用 補助額上限：3万円

養育費請求調停申立費用 補助額上限：6万円

養育費強制執行申立費用 補助額上限：6万円

（事前に県福祉保健所への相談が必要です。）



年金・手当

遺族年金

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を維持されていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある子（障害等級の一級又は二級の障害を有する20歳未満の子）に年金が支給されます。

（詳細は市町村役場又は年金事務所へお問い合わせください。）

○日本年金機構高知東年金事務所 高知市栈橋通4-13-3 電話 088（831）4430

○日本年金機構高知西年金事務所 高知市旭町3-70-1 電話 088（875）1717

○日本年金機構南国年金事務所 南国市大埴甲1214-6 電話 088（864）1111

○日本年金機構幡多年年金事務所 四万十市中村東町2-4-10 電話 0880（34）1616

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

ご予約の方法は、予約専用受付番号「0570-05-4890」又はお近くの年金事務所にお申込みください。

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める障害を有する場合は20歳）を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額（児童1人の場合）
令和7年4月～ $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部支給額} \quad 46,690\text{円} \\ \text{一部支給額} \quad 46,680\text{円} \sim 11,010\text{円} \end{array} \right.$
（児童が2人以上の加算（1人につき））
令和7年4月～ $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部支給額} \quad 11,030\text{円} \\ \text{一部支給額} \quad 11,020\text{円} \sim 5,520\text{円} \end{array} \right.$

〔平成26年12月1日施行〕

児童扶養手当法の改正により、平成26年12月1日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受給する場合に、その差額分の手当が受給できるようになりました。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

児童手当

高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給されます。

年齢等の区分	支給額（1人あたり月額）	
3歳未満	15,000円	第3子以降は 30,000円
3歳以上高校生年代まで （18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	10,000円	

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）